

○厚生労働省告示第三百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の三十八第五項の規定に基づき、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針を次のように定め、平成十八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により公表する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護予防事業の円滑な実施を図るための指針

介護予防は、高齢者が要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであるが、このことは、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者（以下「特定高齢者」という。）を早期に発見し、早期に対応することをいう。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある高齢者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防事業は、このうちの一次予防及び二次予防に重点を置いて実施するものであるが、その実施に当たっては、主に介護保険の予防給付や介護給付が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある高齢者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

また、一次予防としての介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、介護予防事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、介護予防事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

介護予防事業は、当該市町村に居住地を有する介護保険の第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。

以下同じ。）を対象として、要介護状態等となることの予防を目的として実施するものとする。

また、事業の実施に当たっては、単に心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持又は向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

二 実施主体等

介護予防事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

なお、市町村等において設置される地域包括支援センター（法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）においては、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、適切に介護予防事業が実施されるよう必要な援助を行うものとする。

三 事業の構成

介護予防事業は、すべての高齢者を対象に一次予防に係る事業を実施する介護予防一般高齢者施策及び主として特定高齢者を対象に二次予防に係る事業を行う介護予防特定高齢者施策により構成するものとする。両施策は、事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善により、相互に密に連携を図る必要がある。

四 事業の実施

介護予防事業の実施に当たっては、市町村においては、事業の一部を民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要がある。

五 事業の評価

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防事業の実施状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価においては、介護予防事業の実施により、要介護状態等への移行をどの程度防止できたか等の事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業の実施の過程に係る評価を行うものとする。

また、事業評価は、単に心身の状況等の改善のみならず、対象者の生活の質や対象者の主觀的な健康感など、様々な視点から総合的に行うものとする。

事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報の保護に留意しつつ、介護予防事業

の事業参加者数等の事業に関するデータ、個人の健康に関するデータなど、事業全体の経年的な評価を行う観点から必要と考えられるデータを体系的に把握しておくこととする。

また、市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民に対して公開し、地域住民の介護予防事業に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、真に地域に密着した事業の展開が図られるよう不断の取組を図るものとする。

六 他の計画等との関係

各年度における介護予防事業に要する費用並びに介護予防事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策及び事業評価等については、市町村介護保険事業計画において定めることとされている。介護予防事業は、当該計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八及び第四十六条の十九の規定による老人保健計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の八及び第二十条の九の規定による老人福祉計画、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三の規定による医療計画、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第八条の規定による健康増進計画等との整合を十分に図るものとする。

第二 介護予防特定高齢者施策

一 基本的な考え方

介護予防特定高齢者施策は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者ごとの選択に基づき、対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、きめ細やかに実施されるものとする。このため、事業の実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえた計画が作成され、当該計画に基づいた事業の実施がなされることが必要であるとともに、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の対象者

介護予防特定高齢者施策は、主として特定高齢者を対象に実施するものとし、その把握については、市町村において、すべての第一号被保険者に対して実施される生活機能評価に基づく実態把握、当該市町村において要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

三 事業の実施

介護予防特定高齢者施策は、対象者ごとの状況等に関する課題分析等に基づく集団的な事業を内容とし、対象者が当該事業を実施する事業所に通所して実施する形態を中心とするが、うつ、

認知症、閉じこもり等のおそれがある者又は既にこうした状況にあるものなど、当該対象者の居宅に訪問して実施する事業の形態がより適当であると認められる場合については、保健師等が当該対象者の居宅を訪問し、必要な相談や指導を行うといった形態により事業を実施するものとする。

このうち、通所による事業の内容については、対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係る事業のほか、これらに関するものであって、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断される事業を実施するものとする。

第三 介護予防一般高齢者施策

一 基本的な考え方

介護予防一般高齢者施策は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させることともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

介護予防一般高齢者施策の対象者は、地域におけるすべての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

介護予防一般高齢者施策においては、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

なお、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、介護予防特定高齢者施策の対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を介護予防特定高齢者施策の対象となるなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、介護予防特定高齢者施策との有機的な連携に努めることが必要である。

- (1) 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するため、パンフレットの作成及び配布、講演会の開催等
- (2) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- (3) 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布
- (4) 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援